

## 交付金の上限額について（国費のみを記載）

交付金の上限額は下表の交付単価に基づいて計算します。

### 1. 森林経営計画作成促進、森林境界の明確化に対する支援

支援の内容	交付金の算定の基礎となる森林	
森林経営計画作成促進 ※1	①経営委託	19,000円/ha
	②共同計画等	4,000円/ha
	③間伐促進	15,000円/ha
森林境界の明確化 ※2	森林境界の確認が実施された森林	8,000円/ha
	森林境界の測量が実施された森林	22,500円/ha

※1：経営計画作成促進では、不在村森林所有者を対象とした現地立会いや実施者が不在村森林所有者への訪問などを実施する場合は7,000円/ha（それと合わせてGPSを活用した境界の確認を実施する場合は15,500円/ha）が加算されます。

※2：森林境界の明確化では、不在村森林所有者を対象とした現地立会いを実施する場合は6,500円/haが加算されます。

### 2. 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

支援の内容	交付金の算定の基礎となる森林	
既存路網の簡易な改良に対する支援	上記1の活動を実施した対象森林	20,000円/ha

注1：金額については、地方公共団体（都道府県・市町村）が国と連携して一体的に交付を行う場合もありますので交付額については市町村等の担当者にお尋ねください。

平成31年度版

# 集約化の取組を応援します

## ～森林整備地域活動支援対策事業～ 「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」

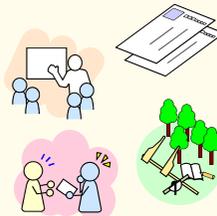
### 「活動にかかった経費」に含めることができるもの

活動に要した人件費、燃料費、資材費、通信運搬費などを含めることができます。

交付対象者本人や従業員などが活動を実施した場合についても、労務費を人件費の中に含めることができます。

また、適切な計算手法に基づいて、地域活動分として算出した一般管理費も含めることができます。

※本活動にかかった費用に係る交付金の交付に当たっては、その根拠となる出役簿、領収書、費用計算書などの整備・保存が必要です。



### 手続きについて

交付金の交付までの流れは次のとおりです。

- ①市町村と対象森林、地域活動として取り組むべき事項、協定の期間等について定めた協定を締結します。
- ②その協定に基づき活動を行います。  
※協定締結後「交付決定前着手届」を提出することで事業に着手できます。
- ③活動実施後、活動の実施状況等に関する報告書を市町村に提出します。
- ④市町村において報告書の内容を確認した後、交付金が支払われます。

市町村長と実施計画書  
による協定を締結

活動実施

活動実施結果の報告

交付金の交付

### 【詳しくは、こちらまでご相談下さい】

- ・市町村、都道府県の林務担当
- ・林野庁森林整備部森林利用課森林利用指導班（TEL：03-3501-3845）  
ホームページもご参照下さい（[http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin\\_riyou/koufukin/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/index.html)）



小規模・分散している森林をとりまとめて、一体的に施業などを行う集約化を進めることにより、効率的な林業生産活動につなげていくことが重要です。

この集約化に必要な所有者や境界の確認、各種調査や間伐実施の森林所有者の同意取り付けなどにかかる費用・経費について森林整備地域活動支援対策事業で支援します。



## 支援の対象となる活動（対象活動）

計画作成や境界明確化に必要な下記①～④の活動や、これらの活動を行うために必要な事前準備・調整や資料作成、活動後のとりまとめなどが支援の対象となります。



### ①森林情報の収集活動

※森林経営計画作成時の活動に限ります。

森林経営計画作成に必要な、森林所有者や施業履歴などの基本的な森林情報を取得するための作業です。例えば、森林簿や登記簿などから情報を収集・整理する作業や、森林の現況確認などが含まれます。



情報の収集・整理 現地確認



### ②森林調査

施業量や施業方法を決定するために必要な詳細な調査です。例えば、施業予定地で行う、樹種、樹高、胸高直径などの調査や、施業に使う路網の線形を決定するための調査などが含まれます。



立木調査 路網線形調査



### ③合意形成活動

森林経営計画作成や間伐などの施業実施に関する関係者との合意形成をはかるために必要な活動です。

例えば、森林所有者などに対する説明会やダイレクトメールの送付、現地案内や森林経営計画案・施業提案書により森林所有者に説明して合意を取り付ける活動などが含まれます。



説明会 現地での説明 戸別訪問による説明



### ④境界の明確化

施業実施に当たって、現地杭がないなど境界が不明瞭となっている地域において、森林所有者などの関係者の立ち会いのもとで、境界の測量や確認を行う作業です。



所有者立ち会いのもと境界を明確化



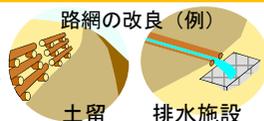
### ○不在村森林所有者情報の取得（森林経営計画作成促進・森林境界の明確化）

不在村森林所有者の現地立会やGPSを活用した境界の確定などが含まれます。

※各欄の活動の例に限らず、森林経営計画作成や森林境界の明確化に必要な調査や合意形成活動であれば幅広く支援できるものとなっています。

## 森林経営計画作成・森林境界明確化に向けた条件整備（対象活動）

森林経営計画の作成及び経営委託による間伐の実施や、森林境界の明確化を進める上で必要となる既存路網の簡易な改良（木製の横断溝、土留、洗い越し等）に対して支援します。



路網の改良（例）

土留 排水施設

## 支援の対象者について（交付対象者）

対象活動を実施しようとする市町村、森林所有者、森林組合、事業体などが対象となります。なお、活動を実施するためには、まず、活動を行う森林や活動期間などを定めた実施計画書を作成し市町村長と協定（3年間を限度）を締結する必要があります（市町村は、実施計画書）。

## 活動メニューと対象となる森林について

支援は3つの活動メニューに分かれており、支援内容によって活動の対象とできる森林が異なります。

メニュー	支援内容	活動対象にできる森林
森林経営計画作成促進	①森林経営計画作成と計画期間における集約化間伐実施の合意形成活動を行う場合は、それらの活動に併せて支援します。（ <b>経営委託</b> ） ②森林経営計画を作成するために必要な活動を支援します。（ <b>共同計画等</b> ）	森林経営計画が作成されていない森林
	③森林経営計画の計画期間内において、計画を変更し新たに集約化間伐実施の合意形成するために必要な活動を支援します。（ <b>間伐促進</b> ）	森林経営計画が作成されている森林
森林境界の明確化	森林境界の測量や確認に必要な活動を支援します。	森林境界が不明瞭な森林
森林経営計画作成・森林境界明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成、森林境界明確化等を進める上で必要となる作業路網の簡易な改良を支援します。	上記「森林経営計画作成促進」・「森林境界の明確化」の対象森林

## 交付金額

活動の対象となる森林内で行った対象活動にかかった経費（活動経費）を、各支援メニューで定められた交付金の上限額の範囲内でお支払いします。

### ○活動経費と交付金上限額の計算例について

